

〔参考資料 2〕

「日本競輪選手養成所選手候補生の養成期間の短縮（早期卒業）に関する規則」（※一部抜粋）

（早期卒業候補者の選定）

第 2 条

選手候補生が次の各号のすべてに該当するときは、早期卒業候補者に選定する。

- （1）養成計画に定める記録会のうち、入所直後期または中間期に実施する記録会において、ゴールデンカップを獲得し、かつ男子においては 200m 又は 1000m、女子においては 200m 又は 500m の独走タイムが別表に定める基準タイムを超える者

（早期卒業）

第 4 条

早期卒業候補者が次の各号のすべてに該当するときは、早期卒業を認める。

- （1）第 1 回卒業認定考査及び第 2 回卒業認定考査に合格していること。
- （2）早期卒業候補者を対象として 11 月または 12 月に実施する早期卒業認定考査に合格していること。
- （3）早期卒業候補者に対する実訓練時限数のうち、必要履修数を満たしていること。この場合、必要な時限数の割合は「日本競輪選手養成所選手候補生卒業認定の基準」を準用する。
- （4）競走実技訓練において、出走した競走実技訓練のレースのうち、勝率が男子においては 40%以上、女子においては 70%以上であること。
- （5）競走実技訓練において、出走した競走実技訓練のレースのうち、男子においては最終周回に入るホームストレッチ及び最終周回バックストレッチを先頭で通過し、3 着以内となった回数が出走する競走全体の 20%以上、女子においては最終周回に入るホームストレッチ及び最終周回バックストレッチを先頭で通過し、2 着以内となった回数が出走する競走全体の 40%以上であること。
- （6）早期卒業認定考査合格者を対象として実施する選手資格検定に合格していること。